

非常勤役員報酬規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、鹿児島県信用保証協会（以下「協会」という。）の非常勤の理事及び監事（以下「非常勤役員」という。）に対する報酬の支給並びに非常勤役員の理事会、監事会又は協会関係会議等への出席（以下「理事会等への出席」という。）及び監事による監査の実施に要する経費の支給について必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第2条 協会は、非常勤役員に対し、報酬として年額 50,000 円を支給する。但し、事業年度の途中で就任又は退任した非常勤役員の報酬は、当該事業年度の就任期間に応じ、報酬年額を日割り計算（1,000 円未満は切り上げ）した額を支給するものとする。

2 前項の報酬は、毎事業年度の上期と下期の2回に分けて支給する。

3 第1項に加え、協会は、非常勤役員（非常勤の理事の代理を含む。）に対し、報酬として理事会等への出席1回につき金 10,000 円をその都度支給する。

(費 用)

第3条 協会は、非常勤役員（非常勤の理事の代理を含む。）に対し、理事会等への出席及び監事による監査の実施に要する費用等を支給することができる。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行し、平成19年度から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。（第1条から第3条の一部改正）